

御前崎港港湾計画書(案)

— 軽易な変更 —

令和3年2月

御前崎港港湾管理者
静岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 6年 5月 第18回静岡県地方港湾審議会
- ・平成 6年 8月 港湾審議会第150回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成 8年 9月 第20回静岡県地方港湾審議会
- ・平成 8年11月 港湾審議会第161回計画部会
- ・平成20年 3月 第30回静岡県地方港湾審議会
- ・平成26年 2月 第36回静岡県地方港湾審議会
- ・平成26年 3月 交通政策審議会第55回港湾分科会

の議を経た御前崎港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
土地造成及び土地利用計画	2
1 土地利用計画	2

変更理由

土地需要の変化に対応した土地利用を図るため、女岩地区において、土地利用計画を変更する。

土地造成及び土地利用計画

土地需要の変化に対応した土地利用を図るため、女岩地区の土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業 用地	交通機能 用地	緑地	合計
女岩 地区	(70) 70	(39) 39	(9) 9	(5) 5	(11) 11	(14) 14	(148) 148

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

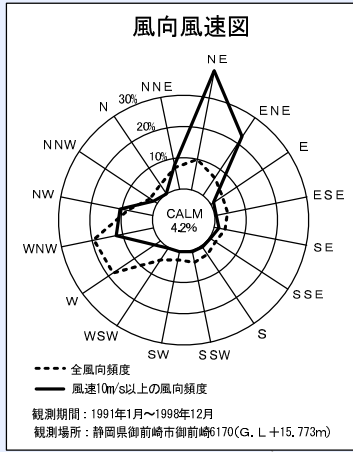
注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

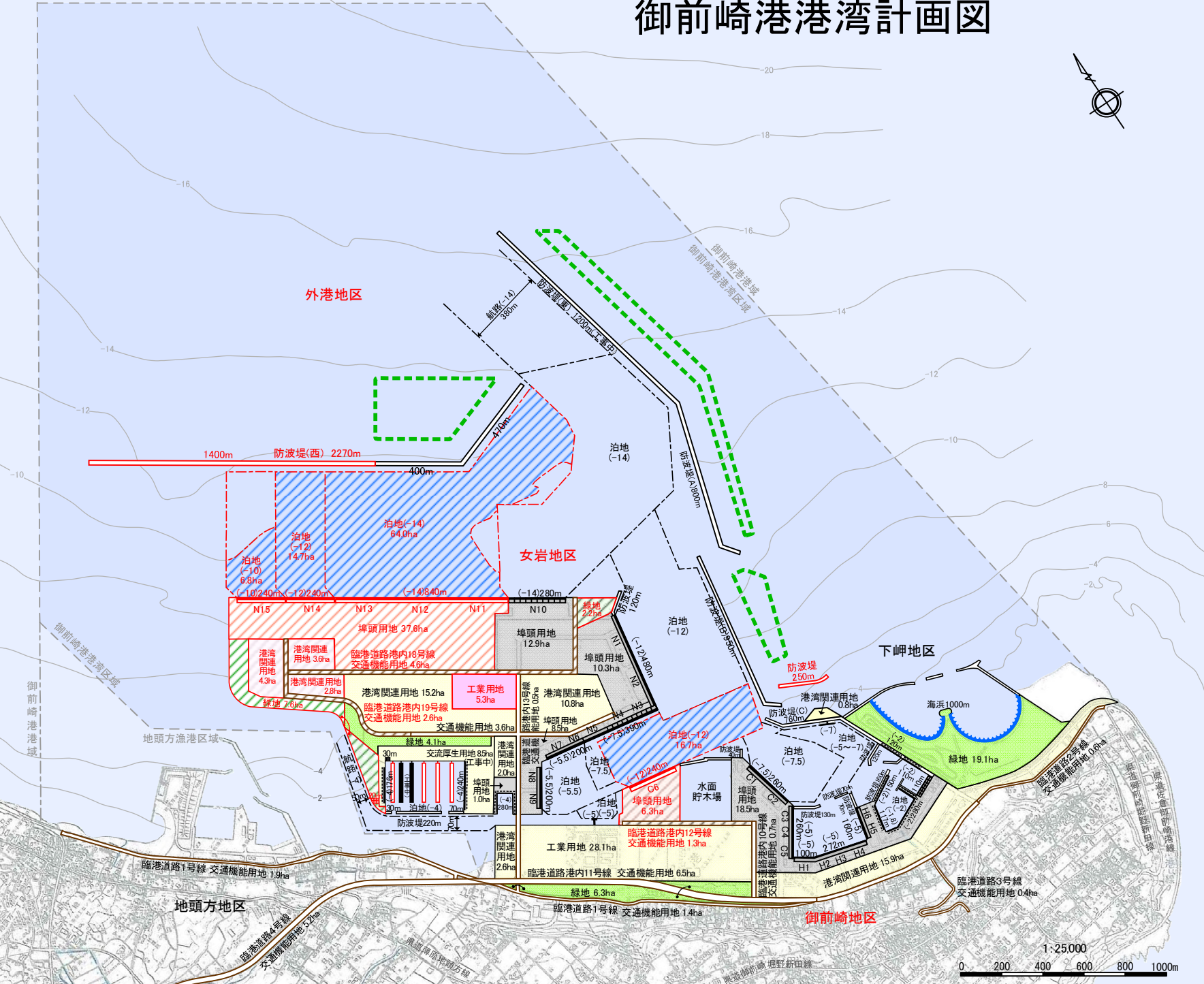
御前崎港港湾計画位置図



御前崎港港湾計画図



凡例	
	航路・泊地 (既定計画) (既設)
	防波堤 (既定計画) (既設)
	公共岸壁 (既定計画) (既設)
	公共耐震強化岸壁 (既設)
	公共物揚場 (既設)
	船揚場 (既定計画) (既設)
	ドルフィン (既設)
	小型棧橋 (既定計画) (既設)
	海浜 (既設)
	埠頭用地 (既定計画) (既設)
	緑地 (既定計画) (既設)
	交通機能用地 (既定計画) (臨港道路) (既設)
	その他の用地 (今回計画) (既定計画) (既設)
	再生可能エネルギー源を 利活用する区域



1:25,000

0 200 400 600 800 1000m